



島根県報

令和5年3月31日（金）

号外第48号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

県有自動車管理規則の一部を改正する規則	(総務事務センター)	2
島根県原子力発電調査委員会規則の一部を改正する規則	(地 域 政 策 課)	3
島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	(下 水 道 推 進 課)	3
島根県会計規則の一部を改正する規則	(審 査 指 導 課)	3
島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	(")	3

【告 示】

毒物劇物取扱者試験規程の一部改正	(薬 事 衛 生 課)	4
登録販売者試験規程の一部改正	(")	5
家畜人工授精師養成講習会規程の一部改正	(農 畜 産 課)	5
島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱の一部改正	(")	5

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	(総 務 課)	6
島根県公文書管理規程の一部改正	(")	7
島根県職務育成品種規程の一部改正	(産 地 支 援 課)	8
島根県会計事務決裁規程の一部改正	(審 査 指 導 課)	8

【選管規程】

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程		9
------------------------	--	---

【議会告示】

島根県議会事務局規程の一部改正		9
-----------------	--	---

公布された条例等のあらまし◇**県有自動車管理規則の一部を改正する規則**（規則第40号）

1 規則の概要

令和5年度組織改正に伴う規定の整備（第5条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇**島根県原子力発電調査委員会規則の一部を改正する規則**（規則第41号）

1 規則の概要

地域振興部の所掌事務の一部を防災部の所掌事務とすることに伴い、委員会の庶務は、防災部において処理することとした。（第5条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇**島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則**（規則第42号）

1 規則の概要

令和5年度組織改正に伴う規定の整備（第5条・第52条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇**島根県会計規則の一部を改正する規則**（規則第43号）

1 規則の概要

令和5年度組織改正に伴う規定の整備（第12条・第92条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇**島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第44号）

1 規則の概要

令和5年度組織改正に伴う様式の整備（様式第4号・様式第5号関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

規 則

県有自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第40号

県有自動車管理規則の一部を改正する規則

県有自動車管理規則（昭和38年島根県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「総務グループリーダー」を「課長補佐（総務担当に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県原子力発電調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第41号

島根県原子力発電調査委員会規則の一部を改正する規則

島根県原子力発電調査委員会規則（昭和39年島根県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第5条中「地域振興部」を「防災部」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第42号

島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

島根県流域下水道事業財務規則（令和2年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「経理グループリーダー」を「課長補佐（経理担当に限る。）」に改める。

第52条第2項第1号中「管理グループリーダー」を「課長補佐（管理担当に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第43号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「総務グループリーダー、給与管理グループリーダー及び旅費管理グループリーダー」を「課長補佐（総務及び任用、給与管理又は旅費担当に限る。）」に改め、同条第2項中「総務グループ、給与管理グループ又は旅費管理グループ」を「総務、任用、給与管理又は旅費を担当する係」に改める。

第92条第2項第1号中「グループリーダー」を「課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第44号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中	「	グループ リーダー				グループ	を	「	課長補佐		係長		係員	」	に改める。
様式第5号中	「	グ リ ー ダ ー				グ ル ー プ 員 （ 出 納 員 ）	を	「	課 長 補 佐		係 長		（ 出 納 員 ） 係 員	」	に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県収入証紙条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示**島根県告示第258号**

毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第1条第2項中「薬事・営業指導グループリーダー」を「課長補佐（薬事担当に限る。）」に改める。

第6条第1項中「者は、」の次に「別に定める」を加え、「（第1号様式）」を削り、同条第2項中「までに」の次に「別に定める」を加え、「（第2号様式）」を削る。

第8条中「受け封かん保管する」を「受けなければならない」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 試験は、別に定めるところにより施行する。

第11条第1項中「第4号様式」を「第1号様式」に改め、同条第2項を削る。

第12条第3項中「第5号様式」を「第2号様式」に改める。

第1号様式から第3号様式までを削り、第4号様式中「第4号様式」を「第1号様式」に改め、同様式を第1号様式とする。

第5号様式中「第5号様式」を「第2号様式」に改め、同様式を第2号様式とする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

島根県告示第259号

登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条第2項中「薬事・営業指導グループリーダー」を「課長補佐（薬事担当に限る。）」に改める。

第7条第1項中「者は、」の次に「別に定める」を加え、「（様式第1号）」を削り、同条第2項中「までに」の次に「別に定める」を加え、「（様式第2号）」を削る。

第8条第2項中「受け封かん保管する」を「受けなければならない」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

（試験の施行）

第9条 試験は、別に定めるところにより施行する。

（合格の基準）

第10条 試験の合格者は、各科目の正答率が4割以上であって、かつ、全問の正答率が7割以上の成績である者とする。

第11条第1項中「様式第4号」を「様式第1号」に、「様式第5号」を「様式第2号」に改め、同条第2項を削る。

第12条第3項中「様式第6号」を「様式第3号」に改める。

様式第1号から様式第3号までを削り、様式第4号中「様式第4号」を「様式第1号」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第5号中「様式第5号」を「様式第2号」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第6号中「様式第6号」を「様式第3号」に改め、同様式を様式第3号とする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

島根県告示第260号

家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第9条第3項中「農林水産部農畜産課長」を「農林水産部畜産課長」に改める。

様式第1号中「第6条関係」を「第5条関係」に改める。

様式第2号中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

島根県告示第261号

島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱（平成8年島根県告示第1075号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第12条中「農林水産部農畜産課長」を「農林水産部農山漁村振興課長」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

訓 令

島根県訓令第6号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第1知事印の項中

「 農林水産総務課長 農林水産総務課長 」	を	「 農山漁村振興課長 森林整備課長 」	に改め、同表本庁監、課（室）
------------------------------------	---	----------------------------------	----------------

長又はセンター長印の項中

「 島 根 県 農 林 水 産 部 農 畜 産 課 長 印 家 畜 病 性 鑑 定 室 」	20ミリメートル 平方	農畜産課家畜病性鑑定室長	を
--------------------------------------------------------------	----------------	--------------	---

「 島 根 県 農 林 水 産 部 畜 産 課 長 印 家 畜 病 性 鑑 定 室 」	20ミリメートル 平方	畜産課家畜病性鑑定室長	に改め、
------------------------------------------------------------	----------------	-------------	------

「 島 根 県 防 災 」			
---------------------	--	--	--

部 原 子 力 安 全 対 策 課 長 印	20ミリメートル 平方	原子力環境センター長		を削る。
原子力環境センター長				

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

島根県訓令第7号

本 庁
地方機関

島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第4条第1項本文中「グループリーダー」を「課長補佐」に、「第5条第1項のグループリーダー」を「第7条第1項の課長補佐」に改め、同項ただし書中「グループリーダー」を「課長補佐」に改める。

第43条第1項中「島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第26条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条」に改める。

別表第1 原子力安全対策課の項を削り、同表畜産課の項中「農畜産課」を「畜産課」に改める。

別表第2の1の表農林水産部の部農林水産総務課の項の次に次のように加える。

農山漁村振興課	農山
---------	----

別表第2の1の表農林水産部の部農畜産課の項を次のように改める。

畜産課	畜
-----	---

別表第2の2の表防災部の部中

「

防災部	消防学校	消学
-----	------	----

」

を

「

防災部	消防学校	消学
	原子力環境センター	原環

」

に改める。

様式第2号中

「

回 議 課 G	(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G	(5)	G
合 議 課 G	1	課	(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G
	2	課	(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G
	3	課	(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G
	4	課	(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G

」

を
「

回 議 課	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)	
合 議 課	1	課	(1)		(2)		(3)		(4)	
	2	課	(1)		(2)		(3)		(4)	
	3	課	(1)		(2)		(3)		(4)	
	4	課	(1)		(2)		(3)		(4)	

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

島根県訓令第8号

本 庁
地方機関

島根県職務育成品種規程（昭和58年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第14条第3項第2号中「農畜産課」を「農山漁村振興課」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

島根県訓令第9号

会 計 課
審査指導課

島根県会計事務決裁規程（昭和47年島根県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条第6号中「グループリーダー」を「課長補佐」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) 係長 島根県行政組織規則第16条第2項に規定する係長をいう。

第4条中「グループリーダー」を「課長補佐」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「グループリーダー」を「課長補佐」に改め、同条第2項中「当該グループに置かれるサブリーダー」を「係長」に改める。

第8条及び第10条中「グループリーダー」を「課長補佐」に改める。

別表第1第1号会計管理者決裁事項の欄の2中「需用費」の次に「（施設修繕費及び備品修繕費を除く。）」を加え、「委託料」の次に「（公共工事の設計、調査、測量等にあつては、1件4,000万円以上）」を加え、同欄の4中「工事請負費」の次に「（施設修繕費及び備品修繕費を含む。）」を加える。

別表第2中「グループリーダー」を「課長補佐」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

島根県選挙管理委員会規程第1号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

島根県選挙管理委員会規程（昭和26年島根県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「、情報政策課」を削る。

第15条第1項中「選挙グループリーダー」を「選挙係長」に改め、同条第2項中「選挙グループリーダー」を「選挙係長」に改め、「、情報政策課」を削り、同項第2号中「、情報政策課長」を削り、「行政グループリーダー」を「課長補佐」に改め、同条第3項中「、情報政策課長」を削る。

第16条第3項中「グループリーダー」を「係長」に改める。

第17条第2項及び第3項中「グループリーダー」を「係長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議 会 告 示

島根県議会告示第2号

島根県議会議事局規程（昭和42年島根県告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県議会議長 田 中 八洲男

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「（以下「再任用短時間勤務の職」という。）」を削る。

第3条見出し及び同条第1項中「グループ及び」を「係及び」に、「総務グループ」を「総務係」に改め、同条第2項中「グループ」を「係」に改める。

第4条第1項中「当該」を「同表」に改め、同項の表室長の項の次に次のように加える。

課長補佐	課長を補佐する。
------	----------

第4条第1項の表グループリーダーの項中「グループリーダー」を「係長」に、「グループの」を「係の」に改め、同

「

企画員	を
サブリーダー	

」

条第2項中「当該」を「同表」に改め、同項の表企画幹の項を削り、

「

主査	に改める。
----	-------

」

第5条中「グループリーダー、企画幹」を「課長補佐、係長」に改め、「企画員、サブリーダー」を「主査」に改める。

第7条の表総務課の項第13号中「及び政務調査費」を削る。

第8条第4項を次のように改める。

4 課長補佐及び係長が専決することができる事項は、次の表のとおりとする。

課長補佐が専決することができる事項	係長（職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の職務の級4級に属する係長に限る。）が専決することができる事項	係長（中欄に規定する係長を除く。）が専決することができる事項
<p>1 軽易又は定例的な資料、刊行物等を作成し、収集し、又は配布すること。</p> <p>2 軽易又は定例的な通達、通知、進達、報告等を行うこと。</p> <p>3 軽易又は定例的な照会及び回答を行うこと。</p> <p>4 軽易又は定例的な届出書、報告書等を受理すること。</p> <p>5 軽易又は定例的な事項の証明を行うこと。</p> <p>6 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付を行うこと。</p> <p>7 台帳、図書等を閲覧させること。</p> <p>8 その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務を処理すること。</p> <p>9 職員（局長、次長、参事、管理監、課長、室長、上席調整監、調整監、課長補佐を除く。次号及び第11号において同じ。）の旅行を命じ、及び復命を受けること。</p> <p>10 職員の休暇を承認し、欠勤届を受理し、職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振り（定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員に係るものに限る。）をし、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認し、又は特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを行うこと。</p> <p>11 職員の休日及び時間外の勤務を命じ、又は代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること。</p>	<p>1 軽易又は定例的な資料、刊行物等を作成し、収集し、又は配布すること。</p> <p>2 軽易又は定例的な通達、通知、進達、報告等を行うこと。</p> <p>3 軽易又は定例的な照会及び回答を行うこと。</p> <p>4 軽易又は定例的な届出書、報告書等を受理すること。</p> <p>5 軽易又は定例的な事項の証明を行うこと。</p> <p>6 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付を行うこと。</p> <p>7 台帳、図書等を閲覧させること。</p> <p>8 その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務を処理すること。</p> <p>9 職員（局長、次長、参事、管理監、課長、室長、上席調整監、調整監、課長補佐を除く。次号及び第11号において同じ。）の旅行を命じ、及び復命を受けること。</p> <p>10 職員の休暇を承認し、欠勤届を受理し、職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振り（定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員に係るものに限る。）をし、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認し、又は特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを行うこと。</p> <p>11 職員の休日及び時間外の勤務を命じ、又は代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること。</p>	<p>1 軽易又は定例的な資料、刊行物等を作成し、収集し、又は配布すること。</p> <p>2 軽易又は定例的な通達、通知、進達、報告等を行うこと。</p> <p>3 軽易又は定例的な照会及び回答を行うこと。</p> <p>4 軽易又は定例的な届出書、報告書等を受理すること。</p> <p>5 軽易又は定例的な事項の証明を行うこと。</p> <p>6 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付を行うこと。</p> <p>7 台帳、図書等を閲覧させること。</p> <p>8 その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務を処理すること。</p>

備考 この表の左欄に掲げる事項と同表の中欄又は右欄に掲げる事項とが競合している場合は、同表の中欄又は右欄

に掲げるところによる。

第8条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第9条第3項中「グループリーダー」を「課長補佐（総務担当に限る。）」に、「企画幹」を「課長補佐」に改め、同条第4項中「給与管理グループリーダー」を「課長補佐（給与管理担当に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第31項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この告示による改正後の島根県議会事務局規程の規定を適用する。